

佐々木毅著「プラトンと政治」東京大学出版会 1984 年 4 月 20 日刊を読む

ノモスを超えて

1. ポリス

このポリスにおいて、教育、訓練、祭礼、刑罰を通じてノモスの絶大な権威が人々の間に定着する。これによって人間は野獣と全く異なった生活が可能になる。この神の権威を背景とした臆見の世界は初等教育論に見られる如く、一つの典型的な「閉じた社会」を生み出す。『ノモイ』のポリスはその経済構造、地勢の面でそれを一層促進し、プラトンはスパルタ・モデルを精緻に描き上げていく。プラトン批判者がここにソクラテス的対話と批判との絶対的否定状態を見出したのもそれなりの根拠があった。しかしこの一定の慣習と法とに絶対的に従う「閉じた社会」はプラトンにとって自己目的ではなかった。対外的に孤立することはポリスを文明化し、完全なものとする上で障害であり、単なる慣習だけでは法を維持することはできないことをプラトンは正確に認識していた。そして彼は自らの描くポリスがあらゆる点で完了したと考える立場をとらず、後継者による不断の改善に大きな期待をかけていた。このことは当然その担い手が既存の制度への盲目的服従から自由な判断力を持つことを予定している。

P431

2. 外国との交流

- (1) 外国人との交流は、自国の習俗や法のあり方に無関心な、その意味で鷹揚なポリスと異なり、良き法の行われているポリスの場合、それを野放しにすることは習俗の混合や変化によって重大な結果を招くことになる。
- (2) しかし地方、外国との交流を一切禁ずることは不可能であるのみならず、それは自国のイメージを悪くするであろう。蓋し、それは野蛮で、粗野で、頑冥固陋であるという印象を与えるからである。
- (3) むしろこのポリスのとるべき政策は自らの卓越性を外国人に印象づけることであって、そのための国内秩序は十分具備している。
- (4) こうした観点から、外国人の流入についてはその目的や職業に応じてポリスが監督を行なう一方、今述べた目的を果たすために、外交使節や祭礼への祭使として 40 歳以上の、少数の、しかし最も秀れた人物を派遣すべきである。
- (5) 彼らは外国では名声を博し、そして帰国後は外国の国制に対する自国の優越を青年に語ることになる。
- (6) こうした外国との交際は、空間的な脱ポリスではあっても、知的なそれではない。
- (7) これに対してプラトンは第二のカテゴリーとして外国視察員制度を定める。
- (8) これは 50 歳以上 60 歳以下の、特に戦争において名声を博した秀れた人物が、好きなだけ長期間にわたって護法官の許可を得て外国を視察する制度である。
- (9) この墜落する心配のない人々は、ノモスを自国の慣習にとらわれないで考察すること、判断力に基づいてノモスを把握することを目的とし、その目的を達成すべく彼らは他国に住む神的素質をもった人々を訪ね、交際する役割を持つ。

- (10) ここではノモスを絶対的視野から考究し、いわば知的に自国のノモスを相対化することが行なわれる。
- (11) それと共に外国の諸制度の視察も行なう。
- (12) 彼らは帰国後、悪しき国制の下での長期間の生活によって悪しき人間にならなかったか否か審査される。
- (13) 若し変わっていなければ称讃され、秀れた人間となった場合には非常な名誉を与えられる。
- (14) これに反して劣悪な人間になって帰国した場合、彼が自らを知者と称して他の人々と交際するのを認めてはならず、若し教育や法につき差出がましい行為をするならば、裁判の上で死刑となる。
- (15) そして悪しき人間にならない場合には、その視察の成果を携えて「夜の評議会」に参加することが許される。
- (16) 外国視察員による知性の立場からするノモスの相対化は、仮りにそれが正しい形で行なわれたとしても大衆の臆見と直接接触する形においてではなく、この「夜の評議会」の知的活動の中に吸収されてゆく。それと同時に既存のノモスを超えること自体がある種の危険性を含むことも指摘され、「閉じた社会」がそれによって危険に晒されないような配慮がなされている。
- (17) ここには「閉じた社会」をいかなる方法で開くかについてのプラトンの見解が示唆されている。
- (18) それは絶対的閉鎖でもなければ絶対的開放でもない。

3. 夜の評議会

- (1) ポリスに身体健康と安全をもたらし、魂の中に法への服従心を植えつけるだけでは十分でなく、更に法の保全のための方策が必要である。
- (2) ここに樹立されるべき機関が有名な「夜の評議会」である。
- (3) その構成員は、護法官の中で年長の者 10 名、教育全体を司る教育長官(任期を終えた者も含む)、ポリスから最高の栄誉を与えられた者の他、外国視察員の中で劣悪にならなかった者から成り、そして各人は 30 歳ー 40 歳の人間で素質及び養育において秀れた者 1 名を他の全員の承認の下同伴することができる。
- (4) このうちポリスから栄誉を受けた者の中に監査官が入ることは明らかであるが、それに限定すべき根拠はない。
- (5) この会議は、無神論者の説得を一つの任務としていたが、その本来の議題は、第一に自国及び他国の法について論ずることであり、第二に法の研究にとって有益な諸々の学問について論ずることである。
- (6) 即ち、自国の法をそのまま受容することが問題ではなく、他国の法との比較を含めて議論し、更にこうした法一般の背後にある基本的原理、究極的目標を考究することが課題であって、空間的、知的にノモスを超える作業が課題となる。
- (7) 従ってポリティケーそのものが問題にされざるを得ない。
- (8) この会議がポリスの頭、魂であるためには、他の技術がそうであるようにその究極的目標を確定し、次にそれを実現するための手段を認識し、最後にポリスにとって有効な法や有用な人間を判断することが必要となる。
- (9) 先に示した二つの任務はこうしたポリティケーの実現という目的にかなうものである。
- (10) 政治家に要求される知性の第一はノモスの目標を知ることである。
- (11) 一党派の支配や金銭、更にはいわゆる「自由」などはこの場合目標とはなり得ない。

- (12)既に明らかな如く、ここで唯一の目標たり得るのは徳である。
- (13)しかし徳自身が思慮、節制、正義、勇気などから成るため、その統一性が問題になる。
- (14)つまり、各々の徳の相違について知ると共にそれらが徳として一つであることの認識が要請される。
- (15)これは各々の徳をバラバラな形で、いわば現象的に捉える臆見的世界を超えることなくしては不可能であり、ここに他の市民一般とは異なった高等教育の必要が出てくる。
- (16)高等教育の内容は繰返す必要はないが、『ポリティア』に見られた哲学とポリティークーとの一体性がここでも維持されていることは誰れの目にも明らかである。
- (17)そして『ポリティア』において頻出した守護者という語がここで夜の評議会を指すのにしばしば用いられているのは偶然ではなく、その他の市民が補助者と呼ばれているのも示唆的である。
- (18)ここに出てくるのはポリスが胴体で夜の評議会は頭部であるというイメージであり、評議会を構成する若者は魂の中の感覚を象徴し、主として情報を伝達する役目を持ち、正規のメンバーは知性としてそれを審議し、全体として守護者としての任を全うする。
- (19)この神聖な評議会はポリスのアクロポリスに座し、ポリスの安全はその手に委ねられる。神－知性－法というこのポリスの基本原理はここに現実化される。

P432 ~ 435

[コメント]

ポリス(都市国家)の政治とは何かを知るには、「外国との交流」と「夜の評議会」の理解が欠かせない。古代ギリシャにあっても政治を行う者は、広く知見を外国にも求め、その成果をふまえて「夜の評議会」を開催したものとする。古代ギリシャのプラトンから学ぶことは多い。

－ 2011 年 9 月 20 日 林 明夫 記 －